

# 新 しんじゅく ニュース

だい 第28号

2012年3月27日発行

発行 新宿区地域文化部文化観光国際課  
(2012年4月1日から)多文化共生推進課

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1  
電話：03-5273-3504 FAX：03-3209-1500

外国語版ホームページ

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>

各担当部署にお問い合わせの場合は、日本語でお問い合わせください

## 2012年7月9日(月)から外国人の方に関する登録制度が変わります!



新しい在留管理制度の導入と住民基本台帳法の改正により、外国人の方に関する登録制度が変わります。これにより、外国人住民の方の住所等に関する届出が変わります。

### 外国人住民の方にも「住民票」が作成されます

外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法の対象となります。このため、外国人住民の方にも「住民票」が作成されます。

#### 住民票 (外国人住民) の対象者

- ・ 中长期在留者 (原則として適法に3カ月を超えて在留する外国人の方。「在留カード」が交付されます。⇒2面)
  - ・ 特別永住者 (「特別永住者証明書」が交付されます。⇒2面)
  - ・ 一時庇護許可者または仮滞在許可者
  - ・ 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※上記以外の外国人の方には、住民票が作成されません。

#### 住所変更などの届出

引っ越しなどで住所が変わったときや、世帯主・続柄に変更があったときなどは、届出を行う必要があります。外国人登録の手続きとは異なり、区外や国外に引っ越しをするときは、事前に新宿区で「転出届」をしていただくこととなります。

※「在留カード」や「特別永住者証明書」が必要になる場合がありますので、住所変更の届出の際にはお持ちください。

#### 住所や世帯構成の証明書 (住民票の写し等)

住所や世帯構成等、住民票の内容を証明する書類が必要なときは「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を請求することになります。

※2012年7月9日(月)以降、「外国人登録原票記載事項証明書」の交付はできなくなります。廃止された外国人登録原票の情報は、必要な場合は、法務省にお問い合わせいただくこととなります。

### 2012年5月以降に「仮住民票」の内容を通知します

外国人登録制度から住民基本台帳制度への移行のために、住民票のもとになる「仮住民票」を区で作成します。2012年5月以降に郵便により通知しますので、内容をご確認ください。内容に変更がある場合には、外国人登録の手続きをしてください。

仮住民票は2012年7月9日(月)に住民票になります。

※仮住民票は外国人登録の情報をもとに作成されます。新しい制度が始まるまでは、外国人登録の手続きを正しく行ってください。



#### 住民票に関すること

総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

2面へ続く

次号の発行は2012年6月予定です。区役所、しんじゅく多文化共生プラザ、出張所、図書館など各公共施設で配布しています。

# 「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

2012年7月9日(月)から、外国人登録証明書に代わり、中長期在留者の方には「在留カード」が交付されます。また、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。

在留カードは空海港または地方入国管理局の窓口で交付されます。特別永住者証明書は区役所の戸籍住民課住民記録係の窓口で交付されます。在留カード・特別永住者証明書の主な届出は次の表のとおりです。

種類/届出先	新宿区	最寄りの地方入国管理局
在留カード	・居住地の変更	・氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更 ・有効期間更新申請、再交付申請 ・所属機関、配偶者に関する届出(詳しくは法務省入国管理局にお問い合わせください)
特別永住者証明書	・居住地の変更 ・氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更 ・有効期間更新、再交付申請	原則としてありません。

※在留カード・特別永住者証明書の居住地の変更は、住民票の住所変更の届出とあわせて行います。住所変更の届出をされる際は、在留カード・特別永住者証明書をお持ちください。

※正当な理由がなく届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、在留資格の取消しや罰則が科される場合があります。

○現在、お持ちの外国人登録証明書は、2012年7月9日(月)から一定期間は、在留カードまたは特別永住者証明書とみなされますので、すぐに切り替える必要はありません。

※特別永住者証明書の事前交付申請を戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)で受け付けています。なお、事前交付申請をした場合であっても、特別永住者証明書の交付は2012年7月9日(月)以降となります。

○在留カード・特別永住者証明書について、詳しくは法務省入国管理局・外国人在留総合インフォメーションセンター(☎0570-013904)にお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。



## 在留カード(新しい在留管理制度)に関すること

法務省ホームページ [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

## 特別永住者証明書等に関すること

法務省ホームページ [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)



## 住民票が作成されない方の 印鑑登録について

観光目的で短期間滞される方や不法滞在者は、住民票の作成対象とならないため、印鑑登録をすることはできません。

また、住民票が作成されない方で、印鑑登録をされている方は、2012年7月9日(月)に印鑑登録が抹消されるため、印鑑登録証明書の交付はできなくなります。

★新しい登録制度について、より詳しい内容が書かれたパンフレットを用意しております。外国人登録窓口や区役所、しんじゅく多文化共生プラザ等で配布しておりますので、ぜひお読みください。



## 問い合わせ

☎ 03-5273-4094  
 戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)  
 〈印鑑登録に関すること〉 ☎ 03-5273-3601

# とくしゅ 特集 東日本大震災から1年が経ちました

東日本大震災から1年が経ちました。時間とともに状況は少しずつ変わってきていますが、これからも被災地支援が必要です。新宿区の外国人留学生学習奨励費を受給している中国人留学生の呂さんは、宮城県石巻市へ震災ボランティアに行きました。この特集では、呂さんへのインタビューとともに、今から皆さんに用意しておいてほしい地震への備えをお伝えします。



名前：呂 霏 (LU FEI)

年齢：28歳

出身地：中国河南省

学校：目白大学大学院

心理学研究科

## ■ボランティアへ行くことになったきっかけは何ですか。

地震の後、テレビで被災地の様子を見て、すぐに行って、自分も手伝えることをしたいと思いました。しかし、1人では行く方法がありません。そんな時、いつも通っている教会が、震災ボランティアを募集していたので申込み、団体で宮城県石巻市に行くことになりました。

## ■どのような活動をしましたか。

被災者に配るための食料や支援物資をたくさんバスにのせて行きました。到着してからは、現地のボランティアセンターから指示を受けて、津波で家に入った泥をかき出したり、ごみを捨てたり、避難している人たちに配る食事を作る手伝いをしました。

## 震災ボランティアを経験して

### ■被災地を見て、どう思いましたか。

津波被害にあったまちは、空気が違うのです。ボランティアは僕を含めて、津波の届かなかった地域に泊まっていた。毎朝そこから、津波被害にあった地域に通うのですが、津波がきた地域の空気は他と全く違いました。砂ぼこりが舞い、車はビルの上に乗る、海にあるはずの船が道路まで流されたまま、いくつもありました。日本は科学技術が発達して、安全な国ですが、被災地を見て、自然災害を前にすると人間は弱いものだと感じました。

震災ボランティアには、4月に2回行きました。2回目は被災地の人たちとも信頼関係ができて、話を聞くこともありました。家族をなくしたり、友人をなくしたり、家をなくしたり…皆さん、大事なものをなくされたので、聞いている自分もとても辛く、胸が痛くなりました。被災地の皆さんの心のケアは、復興の後も続けていかなければいけないと思います。

### ■震災後も、東京で暮らし続けると決めて不安はありませんか。

震災による原発事故などのニュースは毎日のようにテレビで流れていましたが、日本政府が発表する報道内容を信用していますし、放射線量については自分なりに本やインターネットで調べたので今の時点で不安はありません。ただ、留学生仲間の何人かが帰国してしまったので寂しい気持ちはあります。しかし僕は、学校で勉強を続けたい気持ちが強いので頑張るつもりです。

中国に住む両親や親戚へは心配させないように東京の日常を写真に撮って送りました。「新宿区では、皆が元気に暮らしているよ。」と伝えたかったからです。中国での報道から知るより、実際の東京の様子を写真で見ただけの方が心配も減りますよね。

### おわりに

震災ボランティアを通して、自分の弱さや未熟さにも気づいたという呂さん。今後も、機会があればまた被災地に行き、被災者の役に立てるように手伝いたいと話してくれました。

## 備えておこう！ 緊急非常用品

最低必要なものをリュックサックに入れ持ち出しやすい所に置いておきましょう。いざという時に役立ちます。



- | 食料・飲料水  |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 飲料水                    |  |
| <input type="checkbox"/> 乾パンやレトルト食品、缶詰などの食料品    |  |
| 薬品  |  |
| <input type="checkbox"/> 救急医薬品                  |  |
| <input type="checkbox"/> 常備薬                    |  |
| 貴重品   |  |
| <input type="checkbox"/> 現金                     |  |
| <input type="checkbox"/> 預金通帳や健康保険証の写し          |  |
| <input type="checkbox"/> 印鑑                     |  |
| <input type="checkbox"/> 身分を証明するもの (外国人登録証など) 等 |  |

- | 日用品                                      |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯            |  |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ           |  |
| <input type="checkbox"/> 予備の電池           |  |
| <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウエットティッシュ |  |
| <input type="checkbox"/> ごみ袋             |  |
| <input type="checkbox"/> ライター            |  |
| <input type="checkbox"/> 軍手              |  |
| <input type="checkbox"/> 生理用品            |  |
| 衣類                                       |  |
| <input type="checkbox"/> 下着              |  |
| <input type="checkbox"/> タオル             |  |
| <input type="checkbox"/> 衣類              |  |

## くないひなんぼしよ 区内避難場所MAP



新宿区では、大きな災害に備え避難場所・避難所を指定しています。避難場所とは、大規模な火災やその他の危険から身を守るために避難する場所です。また、避難所は、住む家を失った人の一時的な生活の場所です。避難所MAPは、生活情報紙【災害に備えて】または外国語ホームページから見る事ができます。生活情報紙は本庁舎1階外国人登録窓口待合室にて配布しています。

# 区公式ホームページに 自動翻訳機能が つきました!

災害等の緊急時に外国人の方にも迅速に情報提供できるよう、自動翻訳機能がつきました。日本語で書かれた区公式ホームページと同じ内容を、多言語（英語・中国語・ハンガール）に翻訳するものです。

緊急時には、トップページの赤い枠の中に、重要な情報を表示します。自動翻訳機能を使ってご確認ください。

この他、外国人の方向けの情報だけを集めた「新宿区外国語ホームページ」は、引き続き毎月15日更新で、区からのお知らせ、国際交流イベント、日本語学習、日本文化紹介など色々な情報を提供していきますので、ぜひこちらもご利用ください。

## 区公式ホームページのトップページからの入り方



区公式ホームページ  
http://www.city.shinjuku.lg.jp/  
区外国語ホームページ  
http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/

# 新宿区外国人留学生学習奨励費

新宿区では、留学生生活を続けていくために経済的援助を必要とし、成績優秀な外国人留学生（15名予定）に、奨励金（年額24万円）を支給（一年間分）します。

対象：以下の条件すべてに当てはまる方

- ① 在留資格が「留学」で、国費外国人留学生以外の方、外国政府派遣留学生が私費留学生であること
- ② 区内の大学院の修士または博士課程、大学の学部、短期大学の学科、専修学校の専門課程のいずれかに1年以上在籍し、今後も1年以上継続して在籍する見込みのある方
- ③ 新宿区に外国人登録し、現に区内に住んでいる方
- ④ 学業、人物ともに優れ、留学生生活のために経済的な援助を必要としている方

**申込み** 募集は毎年5月の予定です。応募は在籍する学校の担当窓口へお申し込みください。学校内の推薦を経て、さらに区の見込で最終決定します。

**問合せ** 文化観光国際課（2012年3月31日まで）  
多文化共生推進課（2012年4月1日から）  
Tel 03-5273-3504（日本語対応）

その他の奨学金情報は、  
独立行政法人 日本学生支援機構  
http://www.jasso.go.jp/study\_j/scholarships.html  
日本留学情報データベースサイト  
http://www.jpss.jp

などでご覧いただくほか、各学校窓口でご相談ください。

# 忘れていませんか？ 予防接種



予防接種は、赤ちゃん自身が免疫をつくり、病気を予防するのに役立ちます。新宿区では、区民を対象に予防接種を実施しています。年齢や予防接種の種類などにより、実施会場や実施時期が異なります。対象の方には予防接種予診票をお送りしています。

## <法定予防接種>

- BCG  
対象者：生後6か月未満
- ポリオ  
対象者：生後3か月～7歳6か月未満
- DPT（三種混合）1期  
対象者：生後3か月～7歳6か月未満
- DT（二種混合）2期  
対象者：満11歳～13歳未満
- MR（麻疹風疹混合）1期・2期、3期、4期  
対象者：  
1期→ 生後12か月～24か月未満  
2期→ 5歳以上7歳未満で、小学校就学の1年前の（4月1日）から小学校就学の前日（3月31日）までの間  
3期→ 中学1年生時の4月1日～翌年3月31日  
4期→ 高校3年生時の4月1日～翌年3月31日  
※2歳を過ぎた方で、まだ麻疹またはMRの予防接種をしていない場合はご連絡ください。



- 日本脳炎  
対象者：  
1期→ 生後6か月～7歳6か月未満  
2期→ 9歳～13歳未満  
日本脳炎3期は廃止となりました。  
1995年6月1日～2007年4月1日生まれの方は、不足回数分を接種できます。お問い合わせください。

## <任意接種>

- ヒブワクチン  
対象者：生後2か月～5歳未満  
1回3,000円で接種できます。お問い合わせください。
  - 小児用肺炎球菌ワクチン  
対象者：生後2か月～5歳未満  
1回3,000円で接種できます。お問い合わせください。
  - 子宮頸がん予防ワクチン  
対象者：中学1年生～高校1年生相当年齢の女子  
無料で接種できます。お問い合わせください。
- 問合せ** 保健予防課予防係 Tel 03-5273-3859（日本語対応）

# 日本語スピーチコンテスト 「しゃべれおん'12」に挑戦しませんか?



7分間のスピーチで日本語学習の日頃の成果とあなたの思いを発表しませんか?

**日時** 2012年6月9日(土) 午後0時30分～5時  
(懇親会:午後5時～6時30分)

**会場** 新宿文化センター3階小ホール(新宿6-14-1)

**資格・定員** 区内在住・在勤・在学で、母語が日本語以外の方18名。在日期間2年以内の方に限ります。過去出場経験のある方は、本会を含めて2回までの出場が可能です。入賞経験のある方は参加できません。応募多数の場合は事前審査あり。

**テーマ** 原則自由(未発表のものに限る)

**申込方法** 5月8日(火)までに出場申込書、スピーチ予定のテーマ作文を持参または郵送で提出。詳細は募集要項をご確認ください。  
※募集要項と出場申込書はしんじゅく多文化共生プラザ、区役所本庁舎1階の文化観光国際課(2012年4月1日から多文化共生推進課)、新宿文化センターで配布。

**問合せ・申込先** 新宿未来創造財団 文化交流課  
〒160-0022 新宿区新宿6-14-1

TEL 03-3350-1141

Eメール bunka@regasu-shinjuku.or.jp

## 新宿区日本語教室(4月～7月)

あなたの住む地域にある教室で日本語ボランティアと一緒に楽しく日本語を学びませんか?教室に空きがある場合は途中からでも参加できます。



**対象** 入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。新宿区に在住、在勤、在学の方を優先。ただし、中学生以下の方は参加できません。

**日時** 月曜日～金曜日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。学習時間は会場により午前9時30分～11時30分または午後6時30分～8時30分。

**会場** しんじゅく多文化共生プラザを含む区内各地  
※詳しくはお問い合わせください。

**参加費** 週1回クラス/¥2,000-  
週2回クラス/¥4,000-  
※一度入金された参加費はお返しできません。

**申込み** 申込用紙に必要事項を記入し新宿文化センターまで郵便(〒160-0022 新宿区新宿6-14-1)かFAX(03-3350-4839)でお送りください。申込用紙はしんじゅく多文化共生プラザ、新宿区役所外国人相談窓口、新宿文化センターで配布。または新宿未来創造財団のWEBサイト(<http://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=630>)からダウンロードしてください。

**問合せ** 新宿未来創造財団 文化交流課

TEL 03-3350-1141 Eメール bunka@regasu-shinjuku.or.jp



## 新しい「新宿生活スタートブック」を発行しました!

新宿区は、区内で新しく生活を始める人のために、生活のルールや便利な情報を集めた「新宿生活スタートブック」を発行しました。日本語(ルビ付)・英語・中国語・ハングルで書かれていて、日本語学習や国際交流、外国人相談や区役所の手続きに関する情報の他に、簡単な日本語会話集や日本文化コラムなど、読んで楽しい内容が盛りだくさん!!区役所で外国人登録をした時に、登録証と一緒に1人1人にこの「新宿生活スタートブック」をお渡ししています。新宿区外国語ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/index.html>)からもダウンロードできます。ぜひ活用ください!



**問合せ** 文化観光国際課(2012年3月31日まで)  
多文化共生推進課(2012年4月1日から)  
TEL 03-5273-3504 (日本語対応)



## しんじゅく多文化共生プラザ

**場所** 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階

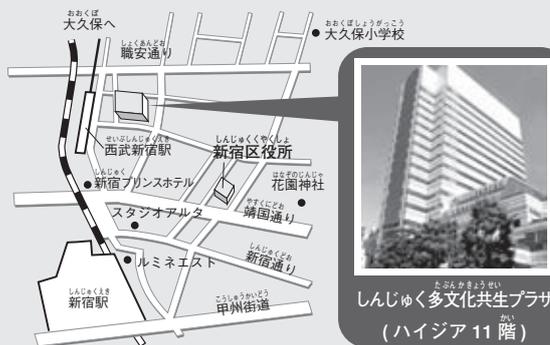
**問合せ** ☎03-5291-5171 FAX 03-5291-5172

**アクセス** JR新宿駅東口から徒歩10分 西武新宿駅から徒歩5分

**開館時間** 午前9時～午後9時

**休館日** 毎月第2・4水曜日、年末年始(12月29日～翌年の1月3日)

**URL** <http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/plaza.html>



# 知っていましたか？

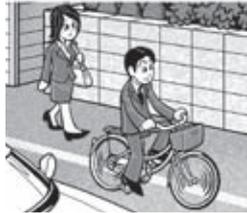
## 自転車を安全に利用するための5つのルール

自転車は、私たちにとって最も身近な乗り物です。しかし、間違った利用や危険な走行は、大きな事故へとつながります。事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われ、場合によっては、民事上の損害賠償責任も発生します。

交通ルールを守り、事故を起こさないよう注意しましょう。【問合せ】交通対策課交通企画係 Tel 03-5273-4265 (日本語対応)

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「車両」の一種です。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



### 2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。自転車道を通行する場合も左側を走行しましょう。

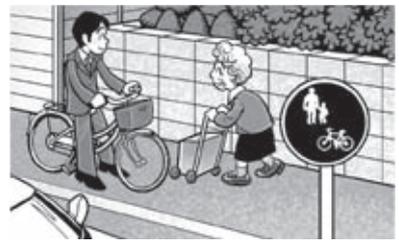


### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道ではすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

歩道を通行できるのは・・・

- ① 道路標識等で指定された場合
- ② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
- ③ 車道を通行するところが危険な場合

### 4 安全ルールを守る

#### 飲酒運転は禁止

【罰則】  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



#### 傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転は禁止

【罰則】  
5万円以下の罰金



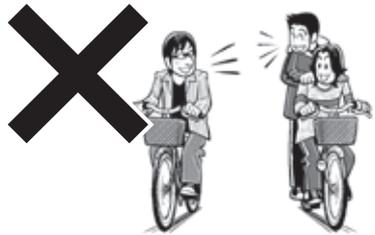
#### 交差点での一時停止と安全確認

【罰則】  
3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



#### 二人乗り、並進の禁止

【罰則】  
2万円以下の罰金又は料



### 5 子どもはヘルメットを着用

子ども(13歳未満の者)の保護責任者は、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



● 自転車での加害事故による高額賠償例

賠償額	事故の概要
6,008万円	自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。

# とも い 共に生きる 1

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解しあい、共に生きていくことです。  
ここでは、多文化共生の最前線をレポートします。

新宿区にあるJR新大久保駅の近く、大久保通りから職安通りにかけては、様々な国の飲食店や雑貨店が立ち並び、毎日多くの人でにぎわっています。こうした活気は、まちのにぎわいにつながる一方、道路の混雑、ごみのポイ捨て、深夜まで続く騒音などの課題も発生しています。これは、この地域に住み、働き、またこのまちを訪れる日本人、外国人が共に考えるべき問題です。  
今回は、清掃活動でまちの美化に取り組む、地域の韓国人の皆さんの「新大久保クリーン活動」取材しました。

## 『新大久保クリーン活動』

～新宿韓人発展委員会の取り組み～



2011年11月8日、大久保地域を清掃するため、職安通り近くに50人以上の韓国人の皆さんが集まりました。大久保地域でお店や会社を経営する人やその従業員、東京韓国学校の高校生など、様々な顔ぶれです。



集会場には、多くの人が集まっています

この「新大久保クリーン活動」は、毎月第2火曜日に、『新宿韓人発展委員会（以下「委員会」）』が行っています。委員会は、2009年4月にニューカマー韓国人による百人町・大久保の地域組織として発足したものです。この頃から、大久保地域は、韓国系飲食店や韓流ショップなどが増え、韓国の食文化や大衆文化が楽しめるまちとして注目されていましたが、一方ではごみや騒音、違法駐輪などの問題を抱えていました。こうした状況をふまえ、「韓国人もこのまちに責任を感じなければならない。地域のために、新宿の人間として努力していきたい」という気持ちから結成された組織です。発足以来、委員会は清掃活動を毎月欠かさずに行ってきました。



観光客の方へもチラシを配って呼びかけます

取り組むことで、日本人にも韓国人にも、それぞれの言語で、守らなければならないまちのルールを正確に説明することができます。店舗だけではなく、大久保地域に遊びに来る観光客の人たちにも、清掃活動を紹介します。ごみのポイ捨て防止の呼びかけを行いました。



班に分かれて清掃が始まると、まちには路上にたくさんのごみが捨てられていることがわかりました。屋台で買った食べ物の容器、買ったものが入っていたレジ袋、壊れた傘、タバコの吸い殻。それらを一つ一つ集めていきます。指定日以外に出されたお店や会社のごみなどは、店舗に入って説明し、今後は区が指定した方法で出すよう説明をしました。

1時間後、清掃活動の参加者が路上で集めたごみは、委員会の職員がさらに分別し、この日の清掃活動は終了しました。



たくさんのごみを集めることができました！

「新大久保クリーン活動」を実施している委員会委員長の李孝烈さんは、活動についてこう語ります。

「このクリーン活動はほとんど韓国人だけが参加して行われたものですが、多文化共生の趣旨からも将来的には新大久保地域で事業を営んでいる韓国人だけではなく、他の国や地元の方々も参加して行うのが理想だと思います。そうするためには、地域、地元の防犯活動、パトロール、お祭り、いろいろな行事に参加をして協力しあい理解を深めなければなりません。これからは、他の国のコミュニティにも呼びかけをするなど、より多くの方が地域発展のための活動に積極的に参加できるよう努力していきたいです」

多文化共生は、地域住民、地域で働く人、地域に遊びに来る人、様々な立場の人が理解し合い、協力し合うことで成り立ちます。国籍が異なれば、文化や生活習慣は違って当たり前ですが、日本人も外国人も、共通のルールで生活することが、まちの過ごしやすさにつながります。今回、紹介した委員会は、日本人でなくてもまちの一員であるということ認識し、まちのために積極的に活動しています。こうした外国人コミュニティは、日本人と外国人をつなぐ重要な多文化共生の担い手になっています。

皆さんも、地域に目を向けてみてください。「誰かのまち」ではなく、自分の住むまちは、そこに住み、暮らす「私たち1人1人のまち」です。まちのために、何をすることができるか、一度考えてみませんか。

今後も外国語広報紙「共に生きる」では、外国人コミュニティの活動を取り上げて紹介していく予定です。

# ともに生きる

# 2

お子さんを連れて、家族で、週末に日本語を勉強してみませんか？「日本語を勉強してみたいけれど、子どもがいるので、子どもを家において出かけられません」そのような人はいませんか？日本語ボランティア団体である『新宿虹の会』では、親子で参加できる日本語教室を開いています。親が日本語を勉強する間に、隣の部屋では保育士が子どもと遊んでいてくれます。日本語を勉強したい子どもは、学習に参加することもできます。親子日本語教室は、日本語が勉強できることはもちろん、新しい知り合いができた、子どもたち同士が友達になったり、つながりを作る場でもあります。週末に家族で参加してみませんか？



## たのしく、にほんご！ 「親と子の日本語教室」

土曜日の午前中に大久保小学校内で行われる『親と子の日本語教室』は、ボランティアと参加者が楽しみながら日本語を勉強する、にぎやかな日本語教室です。この日本語教室の大きな特徴は、教室の隣に保育士が子どもと遊んでくれる託児室があること。子育て中の親はもちろん、子どもと一緒に日本語を学ぶことができる教室です。

2012年1月14日（土）、会場の大久保小学校には、アメリカ・中国・韓国・トルコとさまざまな国籍の参加者19人が集まりました。そのほとんどが子ども連れで、子どもの笑い声が聞こえるにぎやかな雰囲気の中、教室は始まりました。前半の1時間は参加者全員で日本語を使ったゲームや会話をします。取材日は、福笑い・かるた・こま・すざろくをしていました。後半の1時間は、参加者の日本語レベルにあわせた学習です。



『親と子の日本語教室』では、他の参加者やボランティアと仲良くなれるので、友達作りの場にもなります。日本語を勉強する仲間がすぐにできますので、1人での参加に不安を感じている人も安心です。また、全く日本語が喋れない人も問題ありません。ボランティアが優しく、初歩から教えます。みなさんも一緒に学習しませんか？

### 虹の会メンバー ジョンミさんから一言コメント



子どもを連れてくることを遠慮する必要はありません。私たちは親子が気軽に参加できる教室を目指していますので、子どもが泣いたり騒いだりしても必ずサポートします。みなさんの参加を待っています！



## 託児付きで安心♪ 親と子の日本語教室参加者募集

親子で楽しく日本語を学びませんか？託児付きなので、乳幼児のお子さんがいて今まで日本語教室に通えなかったという方も安心して勉強できます！参加料500円。途中からでも参加できます。

**日時** 2012年5月12日～7月14日の毎週土曜日  
午前10時～12時（全10回）  
**会場** 大久保小学校（大久保1-1-21）  
**申込み** 新宿未来創造財団 文化交流課  
TEL 03-3350-1141

